

指針Ver3.1での練習や出稽古・試合につき、特に遵守すべき事項について

1：練習、試合当日の発熱者の対応と分散練習について（P24）

COVID-19の感染力は症状が発生2日前からが強いため、練習や試合当日に発熱者が発生し、その前日や、その前々日に練習を行っていた場合、指導者を含めて発熱者と接触のあったもの全員が濃厚接触者となる可能性がある。**練習や試合当日に発熱者が発生した場合、その発熱者のチームは原則として練習や試合を中止あるいは辞退すること。**

2：出稽古の問題点と注意点（P22）

出稽古は選手間の感染拡大が発生しやすいことから、**体調不良者がいるチームは、出稽古に行かない、受け入れない。感染流行地域では複数のチームを同時に出稽古に受け入れない。**

なお、都道府県をまたぐ試合開催や出稽古、合同練習などの是非については、各都道府県柔道連盟の判断に従うこと。

3：試合上の留意点（P26）

健康記録表のチェック：事前に選手・役員・係員・審判員・救護関係者などすべての参加予定者に健康記録表を配布し、当日**入場時に過去2週間前からの健康記録を必ずチェック**する。下記の一覧表に照らし合わせ、参加不可の場合は試合場に入れない。

<選手の試合参加の入場プロトコール>（P28-29）

	内容	試合参加
1	健康記録表や誓約書を提出しない	×（不可）
2	試合や計量当日に発熱（37.0度以上）や諸症状がある	×（不可）
3	試合前2週間のうち、最初の1週間で連続する3日以上の発熱（37度以上）や諸症状があった	×（不可）
4	試合・計量3日前から発熱（37度以上）や諸症状がある（あった）	×（不可）
5	試合前2週間のうち、最初の1週間で連続した2日以内の発熱（37.0度以上）や諸症状があった	○（可）
6	試合前2週間のうち、後半の1週間で4日前までの1日だけに発熱（37.0度以上）や諸症状があった	○（可）

4：感染者と濃厚接触者の報告

柔道においてCOVID-19の発生を抑えるためには、報告された感染例の調査解析が必要であり、今後も**感染者や濃厚接触者が発生した場合には、必ず報告をお願いします**（報告書は下記から）。

[（新型コロナウイルス感染症関連 | 全日本柔道連盟 \(judo.or.jp\)）](https://judo.or.jp)